

各委員の御意見及び事務局の回答

各委員からは、【資料2】一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案素案）について、以下のような御意見が提出されました。回答を要する御意見については、事務局からの回答を併せて記載しています。

また、全委員より、書面審議を踏まえた一般海域における占用公募制度の運用指針改訂案の修正については、山内座長・加藤委員長に一任いただきました。

【飯田委員】

(御意見)

これまでの議論を踏まえた改訂がなされており、事務局案に基本的には賛成をします。一部疑問点・コメントについては以下に記載します。

参考資料1 対照表において

- p. 15 採点方法についてこのチェックした項目の数を前提とすると、項目に記載される内容の重要性や影響度について適切な項目設定が求められるが、その点に関してどのように整えるのかが不明瞭と思います。チェック項目を各対象区域の特性に合わせることをどのように記載するかは運用面で課題が残ると思います。
- p. 15 建設期間について、WGで議論をした猶予的な期間は、p. 12「適切な予備期間」の記述から、含めていると理解したが言葉の混乱を招かないよう適切に定義をしていただくことを勧めます。
- p. 42 変更については、事業全体のコストが下がる（発電量の変更が小さく風車の選定に一定程度のコスト交渉が可能となる）ような場合は想定されるのでしょうか？可能なら含められるといいと思いました。

(事務局の回答)

- 重要な論点は確認すべき事項が多くなり、必然的にチェック項目数も多くなるため、結果的に重点的に評価されることとなります。チェック項目に対応する評価の要素については、公募占用指針の議論の際にお示しする予定です。また、各促進区域の特性に合わせた公募占用計画となっているか否かも評価の観点となります。
- 御指摘を踏まえ、趣旨の明確化のため、以下の方針で修文を検討いたします。

【修正前】各公募参加者の公募占用計画における事業者選定から運転開始までの期間（以下「建設期間」という。）に応じた相対評価を行う。

【修正後】各公募参加者の公募占用計画における事業者選定から適切な予備期間を含めた上で設定した運転開始までの期間（以下「建設期間」という。）に応じ、その中で最短の建設期間（以下「公募参加者の最短建設期間」という。）を満点とする相対評価を行う。

- ・ 第30回洋上風力促進WG（2024年11月21日）に取りまとめたとおり、以下の2点をいずれも満たす場合には「やむを得ない事情」があると認め、風車メーカー等の変更が可能です。
 - ① インフレ等の影響により、公募占用計画に記載されたリスクシナリオを遙かに上回る状況が生じるなど、事業継続が困難な状況であること。
 - ② 相手側（風車メーカー等）との価格交渉の結果、相手側から契約解除の申し出があった場合や入札時に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示された場合など、事業継続のために変更せざるを得ない状況であること。

【石原委員】

(御意見)

- 【資料2】一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案素案）の10ページの文章について以下の修正意見があります。
- 「各公募参加者の公募占用計画における事業者選定から運転開始までの期間（以下「建設期間」という。）に応じた相対評価を行う。」を
「各公募参加者の公募占用計画における事業者選定から運転開始までの期間（以下「建設期間」という。）に応じて、公募参加者の最短建設期間により相対評価を行う。」に修正したら、いかがでしょうか？
- 「公募参加者の最短建設期間により」という文言は、算定式の内容（同じページ）を本文に示すことにより誤解を避けるため追加したものです。

(事務局の回答)

御指摘を踏まえ、趣旨の明確化のため、以下の方針で修文を検討いたします。

- 【修正前】各公募参加者の公募占用計画における事業者選定から運転開始までの期間（以下「建設期間」という。）に応じた相対評価を行う。
- 【修正後】各公募参加者の公募占用計画における事業者選定から適切な予備期間を含めた上で設定した運転開始までの期間（以下「建設期間」という。）に応じ、その中で最短の建設期間（以下「公募参加者の最短建設期間」という。）を満点とする相対評価を行う。

【片石委員】

(御意見)

今後、パブリックコメントでいただく意見も踏まえ、運用指針を改訂いただくようにお願いします。

【桑原委員】

(御意見)

運用指針はこれまでの協議内容を反映したものであり異存ありませんが、今後、具体的な公募占用指針の策定において、想定供給価格幅の設定や事業実現性に関する評価項目・評価方法等、適切な設計をしておくことが非常に重要と認識しております。

【原田委員】

(御意見)

ご提案いただいた改定内容については異存ございません。

なお、計画変更の一環であるため運用指針には記載がないものの、ラウンド2以降の公募占用指針においては、運転開始日前は議決権の2/3未満、運転開始日後は1/2以下の譲渡が認められており、背景として、資本の流動性を高めることは、資金調達のコストを抑制し、発電コストの低減に資する面もあるため、可能な限り、柔軟な運用を行うことが重要、という内容が記載されております。

資本の流動性に関しては、今後も同様の運用が継続されることが望ましいと考えており、今回のラウンドにおいても公募占用指針で同内容が維持されることを希望します。

【山内座長】

(御意見)

事務局においては、広く国民から意見を聴取するプロセスを進めていただきたい。